

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

### (連結会計年度等の開示対象期間に係る経過措置)

第二条 この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下「新告示」という。）第四条第一項、第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新告示第五条において読み替えて準用する新告示第四条第一項及び第五項並びに新告示第五条において準用する新告示第四条第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した

中間連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3 新告示第六条第一項及び第二項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。